

茨城県農林振興公社 運営の基本方向

(2022-2025)

令和4年4月

公益社団法人 茨城県農林振興公社

目 次

【策定の趣旨】	1
【取組の方向】	1
第1項 農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化の推進	2
第2項 新規就農者の確保・育成と儲かる経営体育成	4
第3項 主要農作物等種子の安定供給と生産振興	6
第4項 儲かる園芸産地の育成	8
第5項 森林の整備・保全と緑化意識の啓発	10
第6項 健全な公社経営	12
【収支予算計画】	14

【策定の趣旨】

当公社は、茨城県における農林業施策の遂行に必要な事業を実施する既存の3法人を、県の指導のもと2014年4月に統合し設立した公益社団法人である。

以降、従前の各法人が有していた機能のほぼ全てを継承し、一元的に管理・運営してきている。

この間、2018年を始期とする県総合計画に即して「公社運営の基本方向」を改定し、これに基づき各種事業を展開してきたところである。

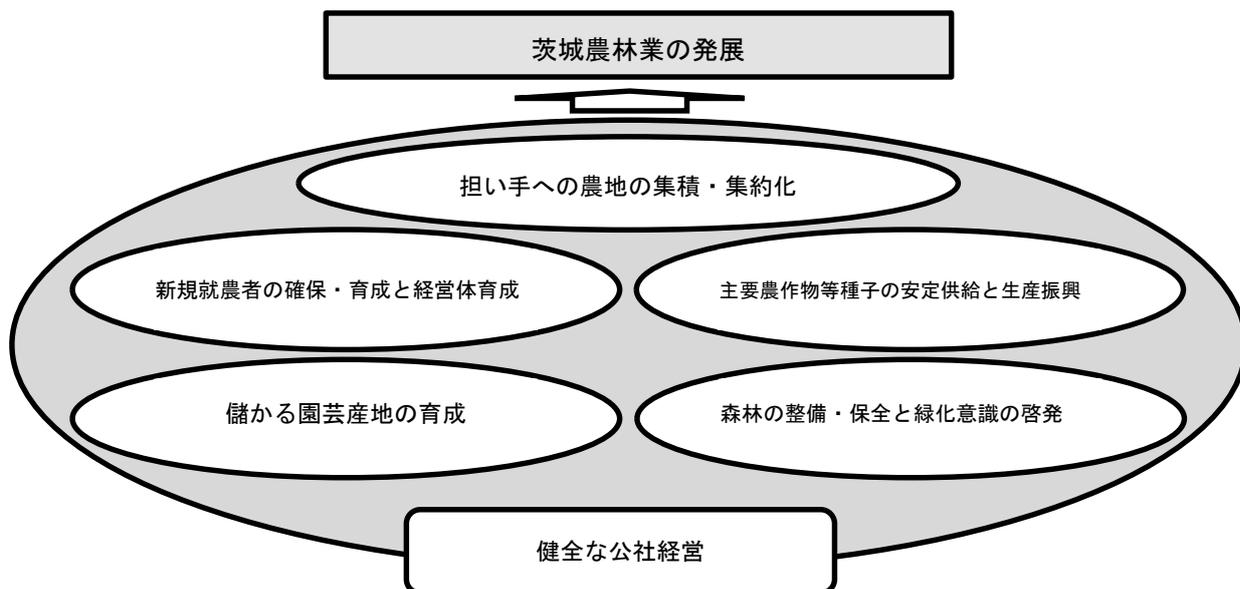
今般、2022年度から2025年度までを期間とする新たな茨城県総合計画（以下「総合計画」という）が策定されたことに伴い、公社においても総合計画との整合性を図る観点から現行の基本方向の実績成果を評価検証し、必要に応じその結果を反映させ、新たな基本方向（2022-2025）を策定する。

なお、この基本方向は県出資法人等指導監督基準第6に規定されている、中長期的な経営計画として取り扱うものとする。

【取組の方向】

最近の世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延など、社会情勢の変化を踏まえつつも、当公社は公益目的事業が全体の約95%（経常費用ベース）を占める事業構成上、現行の事業活動の安定性と継続性を保持することを基本に、適正な組織体制や財源を確保する必要がある。

そのためには、本県農林業の発展に貢献する公益社団法人として、県民及び会員から評価を得ることが重要であることから、自らの着実な事務執行はもとより、県、市町村、JAグループをはじめ関係団体等と適切な役割分担について相談、確認のうえ、それぞれと協力しながら各種事業の実効性を一層高めること、また、会員の利益に資する相応のサービスを提供することを念頭に、「事業活動の充実」と「健全な公社経営」の均衡のとれた運営を堅持していく。



第1項 農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化の推進

【現状と課題】

当社は、法律に基づき、知事から農地中間管理機構の指定（注1）を受け、農地中間管理事業及び農地売買等事業を実施している。

担い手への農地集積・集約化を進め、生産性の高い儲かる農業の実現に貢献するため、農地の出し手、受け手を積極的に掘起すなどして、機構を軸とする農地貸借や農地売買をさらに加速化していく必要がある。

また、農地中間管理事業の進展に伴い、公社の管理業務の負担が年々増加しており、今後も人・農地プランの法定化など機構のさらなる活用が見込まれることから、業務拡大に対応した体制整備が課題となっている。

（注1）農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理事業）
農業経営基盤強化促進法（農地売買等事業）

【基本方針】

- ・農地中間管理機構として農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化による生産性の向上に重点的に取り組む。
- ・実質化された人・農地プランの実行段階において市町村（農業委員会含む）や関係機関とワーカーチームとなって農地中間管理事業の活用を推進する。
- ・県営土地改良事業等基盤整備事業の実施地域において担い手への農地の集積・集約化を推進する。

【目標・指標】

項目	現状(2020年)	目標(2025年)	備考
農地中間管理事業による転貸面積（ストック面積）	11,197ha	23,000ha	単年度転貸面積 3,000ha

【具体的方策】

① 農地中間管理事業及び関連活動

- ・実質化された人・農地プランに基づき、中心経営体に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。
- ・県、市町村（農業委員会を含む）、土地改良区、農業関係団体等と連携・協力し農地の出し手、受け手に対する個別巡回やマッチング活動等を行う。
- ・農地の大区画化や汎用化等を行う基盤整備と連携して農地の集積・集約化を推進する。
- ・農地中間管理機構の機能を活かして農業委員・農地利用最適化推進委員と連携・協力し、遊休農地や所有者不明農地を含めた農地の活用を推進する。
- ・地中マーカを活用した農地の区画拡大、集約化の取組を支援する。

② 県施策推進における農地中間管理事業の機能の発揮

- ・農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業（仮）で選定された地区において、100ha規模の経営体を育成するため、農地の集積・集約化活動を実施する。
- ・リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業や茨城かんしょトップランナー産地拡大事業等の県施策を推進するうえで重要なツールとして意欲ある担い手や農業参入企業への農地中間管理事業の活用を推進する。

③ 農地売買等事業の推進（農地中間管理機構の特例事業）

- ・農業委員会等と連携し、規模縮小農家等から農地を買い入れ、担い手へ売り渡す農地売買等事業を着実に実施し、より一層の農地流動化を推進する。

④ 関係機関との連携強化

- ・市町村等関係機関との業務委託先の拡大や委託内容についての検討見直しを通じて管理業務の負担軽減を図り、法律に基づく貸借事務手続きを着実に実施する。
- ・土地改良区との業務委託の締結等を通じて農地中間管理事業と土地改良事業との連携強化を図り、農地売買等事業及び農地中間管理事業を推進する。

第2項 新規就農者の確保・育成と儲かる経営体育成

【現状と課題】

当社は、茨城県青年農業者等育成センター及び茨城県新規就農相談センター(注2)として、農業担い手確保・育成のための事業を実施している。なかでも新規就農相談のワンストップ窓口として、対面での対応が制限されたコロナ禍においてもオンラインによる定期相談やセミナーの開催など新たな手段を講じサービス水準を低下させないよう注力してきた。

さらに、資質の高い農業者を育成するため、インターンシップを取り入れ、就農希望者と優れた指導力を備える先進農家等を県域でマッチングする体制を整え、就農希望者の長期研修受入れを開始した。

そのほか、国の補助事業で整備した農業用施設の調査や経営体の経営発展に対する指導・助言等の経営構造コンダクター活動、県からの委託により6次産業化に取り組む農林漁業者等からの相談に対し助言を行ってきた。また、市町村が策定する農地流動化計画等の作成を受託して行うコンサルタント業務や、受益者からの要請に応え事業実施主体として農地基盤整備を実施してきた。

引き続き、現行の体制を維持し、本県における就農支援の活動拠点としての機能を発揮するとともに、市町村等からの委託業務等に対応していく必要がある。

また、地域農業のさらなる経営発展に向けて、付加価値の向上等による競争力のある経営体の確保・育成の支援のほか、生産性の高い農業経営の確立に向け、土地改良事業の実施に併せ、市町村の担い手への農地集積に向けた取り組みへの支援が必要である。

(注2)県は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき策定した「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、公益社団法人茨城県農林振興公社を茨城県青年農業者等育成センターと位置づけ、新規就農相談センターとして必要な業務を行うことと規定。

【基本方針】

- ・茨城県青年農業者等育成センター及び茨城県新規就農相談センターとして、就農希望者に対する相談や就農支援情報の提供などをワンストップで効果的に支援し、農外からの新規参入のほかUターン等の親元就農、雇用就農を促進する。
- ・将来儲かる農業を実現する農業者を育成するため、新規就農希望者を県域でマッチングし、先進農家等へ長期研修を受入れ、研修後は地域の関係機関や農家と連携して就農までの受入れ体制整備を進める。
- ・県や市町村、関係団体からの委託等により、地域農業の担い手育成に資する各種事業を実施する。

【具体的方策】

① 新規就農者の確保・育成

- ・専任の就農相談員を配置し、ワンストップ窓口機能の充実を図る。また、WEBサイトによる情報発信を強化する。さらに、農業法人等の求人情報の充実を図り、農業無料職業紹介事業(注3)を活用した就農相談活動に供する。

(注3)「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣が許可

- ・農家でのインターンシップを取り入れ、就農希望者と先進農家等を県域でマッチングし、就農希望者の長期研修受入れ体制の安定化を図る。
- ・就農希望者の研修から就農までの受入体制を整備するために、JA、市町村等関係機関と連携して産地自らが行う受入体制の整備に向けた取り組みを支援する。

② 経営体の育成対策

- ・県事業の実施主体として、国の補助事業を活用して整備した施設等の調査や、施設を利用する認定農業者、新規就農者、集落営農等の多様な農業経営体の経営発展に向けた指導・助言等、総合的な支援を実施する。

③ 6次産業化の支援

- ・県の委託事業により、6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等が農外事業者と協力して農産物等の付加価値の向上、新商品開発や販路開拓等ができるよう、生産・加工・販売や経営など総合的なサポートを実施する。

④ 農地流動化計画等の策定

- ・担い手への農地集積を進めるなど、地域農業の振興を図るため、市町村等から委託を受け、土地改良事業実施予定地区における農地流動化計画策定等の業務を実施する。
- ・農業生産基盤整備の推進のため、県、市町村等からの調査設計業務等の受託に努める。

⑤ 農用地等造成事業の実施

- ・環境保全のため、県有地及び各種団体等の保有地の管理受託に努める。

⑥ 特定鉱害復旧事業の実施

- ・農地保全のため、特定鉱害の指定法人（注4）として、石炭鉱害から生じる農地等の陥没の復旧事業に取り組む。

（注4）旧臨時石炭鉱害復旧法に基づく指定法人

⑦ 農地耕作条件改善事業の実施

- ・農地中間管理事業の重点実施地区において、農地集積及び生産性の向上のため、大区画化や暗渠排水等の基盤整備に取り組む。

第3項 主要農作物等種子の安定供給と生産振興

【現状と課題】

当公社は、2020年4月に制定された「茨城県主要農作物等種子条例」及び「茨城県主要農作物等の種子の生産と供給に関する要綱」等に基づき、県及び関係機関と役割分担の下、主要農作物等の種子の計画的な生産と安定供給に取り組むとともに、種子場JA及び採種部会に対する研修会の開催、種子事故の未然防止を徹底するため種子審査の立会を行うなど優良種子の確保対策を講じている。加えて米・麦・大豆・そば・落花生などの生産振興や品質向上対策、銘柄化や消費宣伝に係る事業を実施している。

また、県内で使用する主要農作物の原種生産については、公社が県より事業を受託し実施している。

長年にわたり構築してきた本県における種子生産供給体制を今後も維持することにより、農家経営の安定に寄与する必要がある。

なかでも原種生産においては、受託業務を全うするために必要な施設や機械設備が老朽化していることから計画的な修繕・更新が必要となっている。

【基本方針】

- ・需要に基づく優良種子の生産及び安定供給を図り、生産性向上対策の一要素とされている種子更新率の向上に寄与する。
- ・米・麦・大豆・常陸秋そば・落花生の生産振興及び品質向上、さらに、各作物の銘柄化と消費宣伝を図る。
- ・各種子場JAにおける更なる種子生産の技術向上と品質のバラツキ解消を図るとともに、採種農家の育成に取り組む。
- ・県の生産振興方針に基づき、高純度で高品質な原種生産に努める。

【具体的方策】

① 採種・振興対策

- ・各市町村穀物改良協会の種子更新計画や県の生産振興方針、国、県の農業施策や需要動向を踏まえ、優良種子の計画生産に取り組む。
- ・種子更新の向上対策については、県、関係機関と連携して啓発活動に取り組む。
- ・主要農作物の生産振興と品質向上を図るため、啓発チラシや栽培暦の作成、共進会の開催など、優良な生産者や経営体の育成を支援する。
- ・種子場JAと連携し、県及び需要者の意見を踏まえつつ、作付品種の絞り込み、他県種子協会・民間業者からの受託生産に取り組み、採種事業の効率化を図る。
- ・種子の回転備蓄制度により、不作に備え計画的な備蓄管理を行う。
- ・種子事故の未然防止対策として、気象変動に対応した種子生産の栽培基準の見直しや、種子事故に備えた事故補償積立制度を引き続き運用する。

② 原種生産対策

- ・県から委託された原種生産に当たっては、原種生産圃場の計画的な作付と徹底した異株除去や機械・施設の清掃、並びに適切な栽培管理・適期収穫・適切な乾燥調製に取り組む。
- ・高純度で高品質な原種生産を行うため、原種施設や機械設備については、定期的な検査を実施して作業時の故障を未然に防止するとともに、県と 2022 年度以降の施設・機械設備の更新計画について協議を行い、施設や機械設備の維持と管理に取り組む。

第4項 儲かる園芸産地の育成

【現状と課題】

当社は、収益性の高い園芸農家及び園芸産地の育成を図るため、県域生産組織（品目別振興対策協議会）の育成とその活動支援、農家や生産出荷団体に対する研修会や検討会の開催、最新情報の収集と提供、また、園芸品目の需要拡大の推進、県産野菜等の消費拡大等に県をはじめ、市町村、JA等関係団体と連携して取り組んでいる。

また、県オリジナル品種（メロン「イバラキング」、いちご「いばらキッス」等）をはじめとした園芸種苗の生産と販売を行い、産地の維持発展と新産地育成に寄与している。さらに、農家経営の安定と生産基盤の強化を図るため野菜価格安定事業や果樹経営支援対策事業の実施、環境保全事業として農業由来の使用済プラスチックの処理を行っている。

こうしたなか、県から委託されたオリジナル品種の生産計画を達成するためには、適切な体制整備についての協議が必要である。また、環境保全事業において、使用済みプラスチック排出量の把握の高精度化と園芸リサイクルセンターの安定的な運営を図る必要がある。

【基本方針】

- ・ 県域生産組織である「品目別振興対策協議会」等に対する組織力の強化を支援するとともに、収益性の向上に効果的な生産対策、スマート農業導入、販売力の強化など農家経営の発展に向け、県や関係団体と連携、協力し支援する。
- ・ 県産野菜等消費拡大に向け、茨城をたべよう運動との連携や食育活動、国内外への販路拡大について、関係機関と協力、連携し推進する。
- ・ 農家経営の安定と産地育成に貢献するため、県オリジナル品種（「イバラキング」、「いばらキッス」等）など優良な園芸種苗を生産し安定的に供給する。
- ・ 農村の環境保全と施設園芸農家等の健全な発展を推進するため茨城県園芸リサイクルセンターを運営し、施設園芸農家等から排出される農業由来の使用済プラスチックの適正処理に資する。

【具体的方策】

① 組織対策事業・生産対策事業

- ・ 県域生産組織である品目別振興対策協議会（かんしょ、いちご、施設園芸、野菜養液栽培、梨、くり、ぶどうの7品目）を中心に、運営支援と活動の活発化を図る。
- ・ 任意組織や個別農家等に対して組織力の強化と収益性の向上、経営の安定に必要な各種情報収集・提供を行う。
- ・ スマート農業の導入や輸出を含めた県内外への販路拡大の取り組みについては、情報収集と対象産地や組織への情報提供を行い、関係機関と連携し研修会等を通じて支援する。
- ・ 果樹経営支援対策事業の実施主体となって、梨、くり、ぶどうなど県内果樹産地の生産基盤強化を図るため新改植など生産性向上対策を推進する。
- ・ 県オリジナル品種ナシ「恵水」のトップブランドを目指し、良質の苗木生産を推進し、生産拡大を図るとともに、県関係機関等と連携した販売力強化を図る。

② 流通対策事業

- ・「茨城をたべよう運動」と連携し、地産地消や食育活動を推進するとともに、県産野菜や果物に対する消費者の理解促進、県内外への認知度向上と消費拡大を図る。

③ 園芸種苗事業

- ・県からの委託により生産するメロン「イバラキング」、いちご「いばらキッス」等、野菜・花きの県オリジナル品種の種苗について、県関係機関・生産者団体等との合意形成を図りながら需要に即した生産と安定供給が可能な体制整備や、種苗事故対策の検討を進める。また、改正された種苗法を自ら遵守するとともに、県と協力して生産者団体等への周知に努める。
- ・実需者ニーズに対応した優良園芸種苗の生産供給として、野菜・花き類のセル成型苗を主体に生産し、ポット苗供給については取り組みを検討する。
- ・園芸種苗センターの施設及び機械設備について、県と連携し計画的に修繕を進める。

④ 野菜価格安定対策

- ・野菜農家の経営安定と消費者への安定供給に寄与するために国や県、生産団体と連携のもと野菜価格安定事業（県・国）の適正な運用に努める。

⑤ 環境保全事業

- ・園芸リサイクルセンターの運営については、農業由来の使用済プラスチックの処理を安定的に継続するため、適正処理とその普及・啓発に努めるとともに、県が行う施設・機械設備の修繕や更新が効果的かつ計画的に進められるよう協力し、適時、適切な提案を行う。

第5項 森林の整備・保全と緑化意識の啓発

【現状と課題】

当社は、県有林の管理業務や県及び市町村が実施する治山・林道、森林公園等整備事業に係る調査・測量・設計、林業用の種子を採種する採種園の管理業務等を受託し、林業の振興と健全な森林の育成に取り組んでいる。

戦後造成された人工林の過半が利用期を迎えており、林業・木材産業の成長産業化の実現と多面的機能を継続的に発揮させるためには、この豊富な森林資源を循環利用することが重要となっている。

引き続き、林業の振興と健全な森林の育成を図るため、これまでに蓄積された森林・林業に関する技術を活用し、より効果的な森林の整備・保全をさらに積極的に推進していく必要がある。

また、自然に親しみながら自然に関して学習する場として設置された自然観察施設（茨城県民の森、県植物園、熱帯植物館、森のカルチャーセンター、きのこ博士館、鳥獣センター、水郷県民の森）の指定管理者として県から受託し、施設の適正な管理運営及び年間を通しての催事の充実や、自然体験など楽しみながら学べる施設になるよう、努めてきたところである。

一方、県植物園は開設から40年が経過するなど施設の老朽化が目立ち、施設の管理運営上の課題もあるものの、今後も引き続き、利用者が安全で安心して楽しめ、魅力的な施設となるよう、県と協力し施設の点検と早期修繕を行うとともに、季節ごとのイベント内容の充実や、近隣市町村との連携のもと、地元や企業等への情報提供、また、HPやSNSを利用した開花情報などの提供により、来園者の定着に努める必要がある。

【基本方針】

- ・森林資源の循環利用の推進と県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の生産等の多面的機能の持続的な発揮を図るため、県や市町村が進める森林の整備・保全に関する事業への積極的な参画に努める。
- ・自然観察施設のそれぞれ持っている特性を最大限に活かした管理運営を図りつつ、利用者ニーズに対応した企画運営を行い、設置目的である植物などの観察並びに自然や植物に関する学習の場、休養・安らぎの場を提供し、森林・林業や自然・緑化意識の高揚に努める。

【具体的方策】

- ① 県有林の管理
 - ・県との委託契約に基づき、県有林の適切な管理を実施する。
- ② 林業緑化コンサルタント活動
 - ・森林・林業や治山・林道等の専門的な知識と技術力の更なる向上に努めるとともに、県や市町村が進める治山・林道事業及び森林公園等整備事業等の受託に努める。

③ 自然観察施設管理の運営

- ・各施設の特性を活かし、利用者ニーズに対応したサービスの提供（沈床園の花の充実・イベントでの飲食の提供など）を行う。

また、見て楽しむばかりでなく、体験・体感できる楽しみ方にウエイトを置いた管理運営に努める。（ナイトガーデン、ハロウィン、ホテルの観察会、自然体験ツアー、木工広場、ツリークライムなど）

- ・イベント内容の充実を図るとともに近隣市町村との連携のもと、地元や企業等への情報提供、HP や SNS を活用した PR を行い来園者の誘引及び定着を図る。
- ・外部資源を有効活用し、花苗の安定・安価での調達や地場製品の販売の充実を図る。
- ・ボランティアとの連携を図りながら、施設の管理運営の充実向上に努めるとともに、ボランティアの環境保護や森林整備活動を支援する。
- ・県が 2015 年 5 月に策定した「自然観察施設の基本的な維持管理方針について」に基づき、付帯設備のこまめな点検と早期修繕に努める。

第6項 健全な公社経営

【現状と課題】

当公社の経営環境は、収益事業の減少、長引く低金利による基金運用益の減少などにより厳しい状況にある。また、農林業従事者の減少や、耕作放棄地の増加など農林業における課題も多く、さらに、コロナ禍など社会情勢が目まぐるしく変化している。

このようななか、県民や会員等に対して、質の高い効果的なサービスを安定して提供していくためには、公社のもつ人的、物質的、ノウハウを十分に活用した事業推進と、より一層のコスト意識を持った経営の効率化を進め、健全な公社経営を維持することが重要である。それを実現するためには、実務を担当する人材の育成が不可欠であり、併せて健康で意欲をもって働ける環境づくりを図る必要がある。

さらに、公益法人として運営の透明化を図るため、財務情報や実施事業状況などの情報開示を進め、今後も県民や会員等に信頼されるよう、より一層の情報発信をしていく必要がある。

【基本方針】

- ・公益認定基準の遵守、コンプライアンス遵守はもとより、組織運営管理の徹底を図る。
- ・社会経済情勢の変化や県民や会員等のニーズに的確に対応するため、効果的かつ効率的な事業が執行できる組織体制の整備と人材育成を図り、県民や会員等から信頼される公社経営に努める。

【具体的方策】

① 事業推進及び組織運営管理

- ・公社内部において毎月実施している常勤役員及び各部次長等で構成する経営連絡会議において、業務の執行状況、課題、今後の進め方などを検討し、より効果的・効率的な事業推進に努める。
- ・事業の効率化に有効なデジタル技術の活用を図る。
- ・安定的な財務基盤を維持するため、一定量の収益事業を確保するとともに、顧問会計士による定期的な収支管理状況の確認及び助言等により、公益法人会計基準に準拠した財務管理に努める。

② 人材育成及び働きやすい環境づくり

- ・公社が担う社会的機能・役割を精査し、適正な組織体制を見極めたうえで、安定した公社経営に必要な人員を確保するとともに、多様な業務に適用できるような柔軟で応用力のある人材を育成する。そのため、茨城県公社等連絡協議会や全国公益法人協会等の外部研修への積極的な参加や、資格取得による職員の資質・技術向上を図る。
- ・質の高い効果的なサービスを提供できるよう、公社内部においても接遇やコンプライアンス、安全衛生等の研修を定期的実施し、職員の意識向上に努める。

- ・2018年から開始した「公社業務チャレンジ活動」により、職員一人ひとりが業務目標を設定し、上司が進行管理することにより、設定目標の達成に向けて、部内のコミュニケーションの増進を図り、職員の能力向上や業務目標への意識の向上を図る。これにより様々な情勢の変化に対応できる自主性・独立性の高い人材を育成する。
- ・また、長時間労働の是正、時差出勤の促進、有給休暇等の取得促進やメンタルヘルスチェックなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図り、健康で意欲を持って業務に取り組める環境づくりに努める。

③ 情報発信の充実

- ・組織運営や財務情報及び事業実施状況等について信頼性・透明性をより高めるため、ホームページで公社の事業内容や財務情報を積極的に開示し、県民や会員等から信頼性の高い公社経営に努める。

【収支予算計画】

(単位：千円)

区 分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
一般正味財産増減の部				
経常収益	4,807,529	5,011,599	5,216,644	5,422,689
基本財産運用益	164	164	164	164
特定資産運用益	23,561	20,586	20,586	20,586
受取会費	69,193	69,193	69,193	69,193
事業収益	3,048,970	3,256,015	3,461,060	3,667,105
受取補助金等	670,911	658,663	658,663	658,663
その他収益	994,730	1,006,978	1,006,978	1,006,978
経常費用	4,807,078	5,011,087	5,216,239	5,422,213
事業費	4,784,150	4,988,179	5,193,289	5,399,251
管理費	22,928	22,908	22,950	22,962
経常増減額	451	512	405	476
経常外収益	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	451	512	405	476
一般正味財産期首残高	709,870	710,321	710,833	711,238
一般正味財産期末残高	710,321	710,833	711,238	711,714
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	△109	△109	△109	△109
指定正味財産期首残高	2,244,459	2,244,350	2,244,241	2,244,132
指定正味財産期末残高	2,244,350	2,244,241	2,244,132	2,244,023
正味財産期末残高	2,954,671	2,955,074	2,955,370	2,955,737

